

都庁のウェブサイトからさがす

検索開始

→ 詳細

→ サイトマップ

検索

プ

▶ [トップ](#) > [これまでの報道発表](#) > [2010年](#) > [2月](#) >

報道発表資料 [2010年2月掲載]

 読み上げる

設定 | 音声がかえらない場合 | Speech enabled by ReadSpeaker

## 大学生に高額な英会話レッスンやリクルート講座を販売 していた事業者に 業務停止命令(6ヶ月)及び条例による勧告 消費者庁と 同時行政処分

平成22年2月18日  
生活文化スポーツ局

本日、東京都は、大学生を対象に、「レッスンが自由なときに受けられる」などと事実と異なることを告げ、特定継続的役務提供にあたる英会話レッスンを販売していた事業者に対し、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第47条に基づき6ヶ月間業務の一部を停止すべきことを命じました。

また、「リクルート講座を受ければ、絶対に内定を取ることができる」などと将来における不確実な事実を断定的に告げていたことから、特定商取引法の規制が及ばない勧誘行為について、東京都消費生活条例(以下「条例」という。)に基づく、改善勧告を行いました。

当該事業者は、本店所在地が東京都にあることから、都民の消費者トラブルが都内のセンターに多数寄せられていました。また、他県の営業所でも同様のトラブルが発生しており、広域的な消費者被害の防止のため、消費者庁と合同で立入調査等を行い、同時に処分を行いました。

### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社FORTRESS, JAPAN(フォートレス, ジャパン)

代表者名 代表取締役 山渡雄二郎

本店住所

東京都新宿区西新宿一丁目4番11号(登記簿上)

東京都新宿区西新宿一丁目3番14号(事実上)

屋号

ハーツ(HER-s)





## 7 今後の対応

(1) 業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して特定商取引法第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては特定商取引法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行う。

(2) 勧告の内容に対する改善措置について、平成22年3月4日までに都知事あて報告させる。今後の是正状況等を監視し、勧告に従わない事実が確認された場合は、所要の手続きを経た上で、改めて命令等を行う。

※参考資料 [相談事例](#)

※参考 [消費者庁ホームページ\(同時行政処分の内容\)](#)

問い合わせ先  
生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課  
電話 03-5388-3080、3074

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

《[お問い合わせ](#)》東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 《[地図](#)》電話03-5321-1111(代表)《[電話番号一覧](#)》